

議 会 全 員 協 議 会 次 第

日 時 令和 6 年 12 月 13 日 (金) 本会議終了後
場 所 清川村庁舎 4 階 住民センター集会室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

- (1) 清川村早朝・深夜路線バス運行事業について (政策推進課)
- (2) 第 3 期清川村子ども・子育て支援事業計画の策定について
(子育て健康福祉課)
- (3) 清川村健康増進計画・食育推進計画 (第 3 期) の策定について
(子育て健康福祉課)
- (4) 相模原市設置の夜間中学校との広域的な就学に関する協定の締結につ
いて (学校教育課)
- (5) その他

4 閉 会

議会全員協議会資料

清川村早朝・深夜路線バス 運行事業について

令和6年12月13日（金）

政策推進課

清川村早朝・深夜路線バス運行事業について

1 目 的

村では、地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保やバス利用者の利便性の向上を図るため、早朝・深夜の時間帯における延伸便及び増便の運行を平成 19 年度から開始し、路線バス事業者に対して、その経費の一部を補助しています。

2 補助対象路線

- (1) 上煤ヶ谷～宮の里～本厚木駅(平日 5:57 発)
本厚木駅～宮の里～上煤ヶ谷(平日 22:30 発、23:00 発、土休日 22:20 発)
- (2) 本厚木駅～上煤ヶ谷～宮ヶ瀬(平日 21:40 発)
- (3) 宮ヶ瀬～本厚木駅(平日・土休日 20:50)
- (4) 本厚木駅～宮の里～上煤ヶ谷(平日 23:41 発)

※上記の便の囲いの部分を延伸しています。

3 路線バス事業者からの協議依頼

路線バス事業者である神奈川中央交通株式会社より、急激な運転士不足に直面していることに加えて、コロナ禍におけるライフスタイルの変化に伴うバス利用者の減少、また本年 4 月に適用された改正労働基準法等による運転士の労働時間の制限がさらに強まったことで、現在の輸送サービス水準の維持が極めて困難な状況が見込まれることから、今後の地域交通のあり方についての協議を依頼されました。

4 協議結果

神奈川中央交通株式会社からは、現在実施しています早朝・深夜の時間帯における延伸便及び増便も含めて、利用状況等に応じた路線数の縮小を提示されたところでありました。村民の皆様の日々の生活に急激かつ多大な影響が及ぶことがないように、村から要望書を提出し、神奈川中央交通株式会社との協議を進めましたが、全国的にも散見される運転士不足を起因としていることから、次のとおり早朝・深夜路線バス運行事業の路線数を縮小することといたしました。

- (1) 上煤ヶ谷～宮の里～本厚木駅(平日 5:57 発)
本厚木駅～宮の里～上煤ヶ谷(平日 22:30 発、23:00 発、土休日 22:20 発)
- (2) 本厚木駅～上煤ヶ谷～宮ヶ瀬(平日 21:40 発)
- (3) 宮ヶ瀬～本厚木駅(平日・土休日 20:50) → 令和 7 年 1 月 14 日(火) 廃止
- (4) 本厚木駅～宮の里～上煤ヶ谷(平日 23:41 発) → 令和 7 年 4 月上旬 廃止

※上記の便の囲いの部分を延伸しています。

※村が補助しています上記の便以外にも、令和 7 年 1 月 14 日(火)にダイヤ改正が実施されます。

議会全員協議会資料

第3期清川村子ども・子育て支援事業 計画の策定について

令和6年12月13日（金）

子育て健康福祉課

令和6年度第3期清川村子ども・子育て支援事業計画策定について

1 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援事業計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

また、本計画は、行政はもとより、家庭、学校、地域社会をはじめ、全ての村民がそれぞれの立場で子育て支援に取り組むための指針として、これまでの清川村における取り組みの継続性を保つとともに、さまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、第4次清川村総合計画や関連計画との整合性を持ったものとして定めます。

2 計画の期間

この計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

3 計画の策定体制等

本計画の策定にあたっては、令和5年度にニーズ調査（第3期清川村 子ども・子育て支援計画策定に向けてのニーズ調査）を実施しており、その結果と併せ、子ども・子育て支援法に基づく「清川村子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を進め、令和7年2月に神奈川県との法定協議を経て策定となります。

4 パブリックコメントの実施予定（案）

1	提出期間	令和7年1月10日（金）から令和7年1月23日（木）まで ※郵送の場合は、末日の消印有効
2	関係資料の 閲覧場所	○清川村保健福祉センターやまびこ館1階 子育て健康福祉課 ○清川村生涯学習センターせせらぎ館 1階 清川村図書館 ○清川村ホームページ
3	提出資格	○村内に住所を有する者 ○村内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他団体 ○村内の事務所又は事業所に勤務する者
4	提出方法	○子育て健康福祉課窓口への持参 ○郵送 ○ファックス ○電子メール

5 「第3期清川村子ども・子育て支援事業計画」の計画策定スケジュール（案）

年 月 日	会 議 名 等	内 容
令和6年 2月13日	令和5年度第1回清川村子ども・子育て会議	○令和4年度子ども・子育て支援事業の実績等について ○第3期清川村子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施について
2月26日 ～3月8日	清川村子ども・子育てに関するニーズ調査の実施	○就学前児童の保護者対象 ○配付数81件、回収件数56件、回収率69.1%
9月3日（火）	令和6年度第1回清川村子ども・子育て会議	○令和5年度子ども・子育て支援事業の実績等について ○第3期清川村子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果による第3期子ども・子育て支援事業計画上の量の見込みについて ○第3期子ども・子育て支援事業計画策定までのスケジュールについて
9月18日（水）	9月議会全員協議会	○第3期清川村子ども・子育て支援事業計画の策定について（ニーズ調査概要等説明）
10月29日（火）	令和6年度第2回清川村子ども・子育て会議	○「第3期清川村子ども・子育て支援事業計画」の骨子案について ○量の見込み（案）について
12月2日（月）	令和6年度第3回清川村子ども・子育て会議	○「第3期清川村子ども・子育て支援事業計画」の素案について
12月13日（金）	12月議会全員協議会	○第3期清川村子ども・子育て支援事業計画の策定について（素案の配付、パブリックコメントの実施説明）
令和7年 1月10日（金）から 1月23日（木）まで	パブリックコメントの実施	○約2週間を予定（日程は案）
2月中旬	神奈川県への法定協議	○第3期子ども・子育て支援事業計画の確定
4月中旬	4月議会全員協議会	○第3期清川村子ども・子育て支援事業計画確定版の配付

議会全員協議会資料

清川村健康増進計画・食育推進
計画（第3期）の策定について

令和6年12月13日（金）

子育て健康福祉課

清川村健康増進計画・食育推進計画（第3期）の策定について

1 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条及び食育基本法第18条に基づく市町村計画であり、国・県のプランを踏まえて、清川村における健康づくり及び食に関する基本的な考え方をまとめ、個人・家族・行政・関係機関が一体となって推進するための行動計画として策定するものであり、第4次清川村総合計画や関連計画との整合性を持ったものとして定めます。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間とします。
（中間評価は令和7年度予定）

3 推進協議会及び策定部会の開催経緯

令和6年6月10日 第1回推進協議会
令和6年7月22日 第1回策定部会（こども部会・おとな部会）
令和6年8月5日 第2回策定部会（こども部会・おとな部会）
令和6年9月19日 第3回策定部会（こども部会・おとな部会）
令和6年12月3日 第2回推進協議会

4 パブリックコメントの実施予定（案）

1	提出期間	令和7年1月10日（金）から令和7年1月23日（木）まで ※郵送の場合は、末日の消印有効
2	関係資料の 閲覧場所	○清川村保健福祉センターやまびこ館1階 子育て健康福祉課 ○清川村生涯学習センターせせらぎ館 1階 清川村図書館 ○清川村ホームページ
3	提出資格	○村内に住所を有する者 ○村内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他団体 ○村内の事務所又は事業所に勤務する者
4	提出方法	○子育て健康福祉課窓口への持参 ○郵送 ○ファックス ○電子メール

議会全員協議会資料

相模原市設置の夜間中学校と の広域的な就学に関する 協定の締結について

令和6年12月13日（金）

学校教育課

相模原市立設置の夜間中学校との広域的な就学に関する協定について ～令和4年4月に相模原市に中学校夜間学級が開級しました～

義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や様々な理由で十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍等で日本の義務教育に相当する教育を受けていない方を対象に、相模原市に中学校夜間学級が開級しました。県内に住む市町村の方も相模原市と在籍する自治体が協定を結ぶことで入学することができます。

1 「教育機会確保法」について

＊「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会等に関する法律」（平成二十八年十二月十四日法律第五号）

○法律第3条では、教育機会の確保等に関する基本理念の一つとして、

- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにする」とともに、
- ・「その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること」と掲げられている。

○法律第14条においては、「学齢期を経過した者であつて学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、「夜間中学」における就学の機会の提供、その他の措置を講ずることが義務付けられている。

＊夜間中学等における就学機会の提供等の措置

＜対象者＞・義務教育未修了者

- ・不登校等の事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者
- ・本国で義務教育を修了していない（十分受けられていない）外国籍の者 等

2 「夜間中学」に関する検討経過

○H28年度「中学校夜間学級等連絡協議会」設置（県・全市町村教委課長 現在も継続）

➤既存の「夜間中学」2校＊について、他市町村からの生徒受入れ拡大は、望ましい教育環境を確保する上で実施が困難 ＊横浜市立蒔田中学校、川崎市立西中原中学校（市内在住・在勤者が対象）

○H29年度「中学校夜間学級の設置に関する検討協議会」設置（県・17市町村教委 R元年度まで）

➤H29年度 県教委「夜間中学に関するアンケート調査」実施

県内160人から通学希望の回答（うち相模原市54人、県央地区64人）

➤H31年度 相模原市教委がアンケート調査を実施（一定のニーズ在り）

○R元年度「中学校夜間学級設置準備協議会」設置（県・8市町教委 現在も継続）

➤令和2年度 県教委「「夜間中学」アンケート」実施

回答数は47件、そのうち相模原市立夜間中学に「入学したい」17件、「入学したいが迷っている」22件の回答があった。

○R2年度「中学校夜間学級設置準備協議会」を6回開催

○R4年度 4月 相模原市立大野南中学校の分校として夜間中学校を設置。

➤県教育委員会は、当分の間、県立神奈川総合産業高等学校の施設の一部を、相模原市立の「夜間中学」として活用できるようにする。

3 広域的な仕組みについて

- 設置された「夜間中学」は、相模原市以外の市町村（現状、横浜市、川崎市を除く）からも生徒の受入れを可能としている。
- そのために、「夜間中学」の設置・運営主体である相模原市教委と、受入れ生徒が在住する市町村教委とが、継続的に主体的に運営に協力できる仕組みを構築した。
- 同協議会での検討・協議等を踏まえ、県と相模原市は覚書・協定を交わし、「夜間中学」に係る県立高校施設の活用や、教員の配置等に関して詳細を定めた。また、神奈川県と相模原市及び関係市町村は三者による協定を交わし、「夜間中学」への就学や運営に係る事務・経費分担等に関して詳細を定めた。
- 現時点で、協定を締結している自治体は、藤沢市、逗子市、三浦市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町の計15市町。
- 開設後も、「夜間中学」の運営に係る検証・見直しを継続するために、協定等を締結した県教委及び相模原市教委、市町村教委とで「夜間中学広域連携協議会」を設置し、協議を継続している。

4 夜間中学以外での就学機会の提供等の措置

- <例>・既存の中学校や教育支援センター等における学習機会の提供
- ・他の市町村の夜間中学の設置・運営に関する経費の一部負担
 - ・就学機会の提供等に関する広報や相談窓口の開設
 - ・就学機会の提供につながる、いわゆる自主夜間中学等での学習活動への支援 等

5 応分負担について

- 広域的な仕組みへ参画する市町村は、協定を締結し、在籍生徒数に応じて負担金を支払う。（4月1日付在籍）

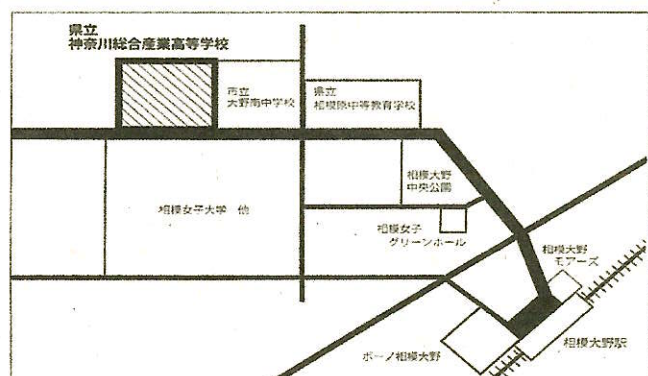
- 転居の場合 転居した年度…転居前市町村が費用負担
転居した年度の翌年度…転居後市町村が費用負担

- | | | |
|--------|-------------|---------------------|
| ○応分負担費 | R6年度 48万円程度 | ※在籍者数 29名 |
| | R7年度 79万円程度 | ※在籍者数 25名（見込み） |
| | | ※R4年度～R6年度 清川村在籍者0名 |
| | | R7年度 清川村在籍者0名（見込み） |

6 設置場所について

- 神奈川県立総合産業高等学校を間借りする。
相模原市立大野南中学校の分校とする。

小田急「相模大野駅」から徒歩約15分



定時制課程のある高校施設を活用することで「夜間中学」との交流により、両校の生徒への教育効果の向上も期待

